

『固定資産の課税明細書について』

課税の内容をご確認いただくため、課税明細書を納税通知書に添付しています。固定資産が所在する区ごとに作成していますので、複数の区にそれぞれ土地や家屋をお持ちの方は該当区ごとの納税通知書に添付した課税明細書をご覧ください。

令和4年度 固定資産の課税明細書							お問い合わせはこの通知書番号で	
納税義務者名 堺市 太郎							通知書番号	1234-5678-9
区分	所在地 (家屋番号)	共用物件番号 (分離)	登記地目・種類	屋根	課税地積・課税延床面積 (㎡)	価格(評価額) (円)	備考	
			現況地目・構造	建築年	前年度固定資産税課税標準額 (円)	固定資産税課税標準額 (円)	軽減税額 (円)	
			住宅認定区分	階数	前年度都市計画税課税標準額 (円)	都市計画税課税標準額 (円)	相当税額 (円)	
①	土地	④ xxxxxxxxxx	⑤ 宅地		⑪ 100.00	⑭ 12,000,000		
	② 堺区南瓦町100番1		⑥ 宅地		⑫ 2,000,000	⑮ 2,000,000		
			⑦ 専用住宅	F	⑬ 4,000,000	⑯ 4,000,000	⑰ 40,000	
①	家屋		⑤ 居室	⑧ 日本瓦	⑪ 100.00	⑭ 8,000,000	⑰ 新築減額該当	
	② 堺区南瓦町100番地1		⑥ 木造	⑨ 令和3年		⑮ 8,000,000	⑰ 56,000	
	③ (100-1)			⑩ 2F		⑮ 8,000,000	⑰ 80,000	

(注)固定資産税・都市計画税は、1月2日以降に売却したり、家屋を取り壊しても納税義務者や税額は変わりません。
納税通知書の税額は、区内の全資産を合算し端数処理をして算出していますので、この明細の相当税額の合計とは一致しません。
大阪府 堺市

【課税明細書の見方】		
①	区 分	土地・家屋の区分です。分譲マンションの敷地や共用の家屋は、共用土地・共用家屋と記載しています。
②	所 在 地	土地・家屋の所在地です。住居表示の住所とは異なることがあります。なお、一筆の土地や一棟の家屋でも、分離評価や建築年の相違などにより複数の行に記載していることがあります。
③	家 屋 番 号	登記簿に記載されている家屋番号です。
④	共 用 物 件 番 号	マンション等の共用部分を専有の部屋毎に区分するための整理番号です。(マンション等の共用土地、家屋に記載します。)
⑤	登 記 地 目	登記簿に記載されている地目です。
	種 類	家屋の種類です。登記簿に記載されているものとは異なることがあります。
⑥	現 況 地 目	実際の利用形態による地目です。登記簿に記載されているものとは異なることがあります。
	構 造	家屋の構造です。一部省略しているものもあります。登記簿に記載されているものとは異なることがあります。
⑦	住 宅 認 定 区 分	専用住宅：住宅やマンション等の敷地として利用されている土地。 (固定資産税、都市計画税ともに住宅用地の特例措置が適用されます。) 併用住宅・混在用地：一部を居住の用に供する家屋の敷地として利用されている土地。 (住宅部分について住宅用地の特例措置が適用されます。) 非住宅：住宅用地以外の店舗・駐車場等の敷地として利用されている土地。 (住宅用地の特例措置の適用はありません。)
⑧	屋 根	屋根の種類です。登記簿に記載されているものとは異なることがあります。
⑨	建 築 年	家屋が建築された年です。建築年の古い家屋では記載していないことがあります。
⑩	階 数	家屋の階数です。登記簿に記載されているものとは異なることがあります。
⑪	課 税 地 積 ・ 課 税 延 床 面 積	課税対象となっている土地の地積又は家屋の延床面積です。登記簿に記載されているものとは異なることがあります。
⑫	前年度固定資産税課税標準額	令和3年度の固定資産税・都市計画税課税標準額です。ただし、令和3年中に地目の変換等用途変更があった土地は、類似する土地に比準した額ですので、用途変更前の令和3年度課税標準額とは異なります。
⑬	前年度都市計画税課税標準額	
⑭	価 格 (評 価 額)	賦課期日(令和4年1月1日)現在の価格(評価額)です。
⑮	固 定 資 産 税 課 税 標 準 額	令和4年度の固定資産税・都市計画税の算定の基礎となる額です。
⑯	都 市 計 画 税 課 税 標 準 額	市街化調整区域に所在する土地・家屋には都市計画税は課税されません。
⑰	備 考	「翌年度新築減額終了」：翌年度から減額措置の対象でなくなります。 「新築減額終了」：今年度から減額措置の対象でなくなり、本来の税額となっています。 「免税点未滿」：固定資産税、都市計画税ともに課税されません。
⑱	軽 減 税 額	法令などに基づいて軽減した税額です。
⑲	相 当 税 額	土地・家屋別にそれぞれの固定資産税額と都市計画税額を算定し、合計したものです。 備考欄に「減免」・「軽減有」・「新築減額該当」などの記載があるものは軽減後の税額です。 (算定方法) 固定資産税額 = 固定資産税課税標準額 × 1.4 / 100 (税率) 都市計画税額 = 都市計画税課税標準額 × 0.3 / 100 (税率)
分譲マンションなどの共用土地・家屋について 共用土地・家屋は全体の地積又は床面積、価格(評価額)及び課税標準額を記載しています。ただし、税額は持分にに応じてあん分した持分相当額です。		